

議案第26号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準の改正に伴い、従業者の配置の基準等を見直し、指定児童発達支援事業者等
による感染症又は非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る措置等を定め
るとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(令和元年10月世田谷区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければ」を
「講じなければ」に改める。

第5条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1
条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規
定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了し
た者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年
以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」
という。）」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「前項各号」を「指定児童発達
支援事業者は、前項各号」に、「日常生活」を「、日常生活」に、「は、機能訓練担
当職員」を「には機能訓練担当職員」に、「規則で定める基準により」を「、日常生
活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その
他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可
欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は
准看護師をいう。以下同じ。）を規則で定める基準によりそれぞれ」に改め、同項に
次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことがで
きる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問さ
せ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律
第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的
ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。次条及
び第77条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた
者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に
規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。次条及び第77条において同じ。）を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第77条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第77条において同じ。）を行う場合

第5条第3項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削る。

第6条第2項中「前項各号」を「指定児童発達支援事業者は、前項各号」に、「日常生活」を「、日常生活」に、「は、機能訓練担当職員」を「には機能訓練担当職員」に、「規則で定める基準により」を「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を規則で定める基準によりそれぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第6条第3項中「次に掲げる従業者」の次に「（前項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第12条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して、これを行うことができるものとする。)」を加える。

第13条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第14条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、その従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「その指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) その従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第43条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) その指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) その指定児童発達支援事業所において、その従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第51条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第58条第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第75条中「第14条」を「第14条、第14条の2」に、「第41条中」を「第41条第1項中」に改める。

第77条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「前項各号」を「指定放課後等デイサービス事業者は、前項各号」に、「日常生活」を「、日常生活」に、「は、機能訓練担当職員」を「には機能訓練担当職員」に、「規則で定める基準により」を「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を規則で定める基準によりそれぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引^{かくたん}等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引^{かくたん}等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第82条及び第83条中「第11条から第14条まで」を「第11条から第14条の2まで」に改める。

第84条第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第87条中「第11条から第14条まで」を「第11条から第14条の2まで」に改める。

第95条中「第14条」を「第14条、第14条の2」に改める。

第100条中「第14条」を「第14条、第14条の2」に、「第41条中」を「第41条第1項中」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 施行日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第5項及び第43条第2項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第14条の2（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第14条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第39条第2項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第42条第3項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の際、現に指定を受けているこの条例による改正前の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者については、改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際、現に改正前の条例第58条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、改正後の条例第58条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際、現に改正前の条例第77条第1項に規定する指定放課後等

デイサービス事業者については、改正後の条例第77条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 9 この条例の施行の際、現に改正前の条例第84条に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第84条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。